

岡山市婦人バレーボール協議会登録規程

30年度

岡山市婦人バレーボール協議会

岡山市婦人バレーボール協議会に所属するチームのチーム構成および登録については、次の定めるところによるものとする。

1. 平成 29 年度まで実施された岡山市教育委員会の定める「通学区域制度弾力化」により、プレーヤーの児童が居住する小学校区以外の小学校に通学している場合
 - (1) プレーヤーは児童の通学することとなった小学校区のチームに登録することができる。
 - (2) 登録できる期間は、プレーヤーの児童が「通学区域制度弾力化」により、居住する小学校区以外の小学校に通学している期間とし、卒業または転校等の理由により、児童が在籍しなくなった場合は、その時点をもって登録を抹消する。
 - (3) 年度途中で他の学区への転居、転校の場合は、既登録チームより抹消届を提出し、当協議会が確認し、転校先の小学校区のチームより追加登録の提出があれば、年度内であってもチーム間の移動はできることとする。
 - (4) 居住する小学校区以外のチームに登録する場合は、登録するチームの登録用紙に、下記の「通学区域制度弾力化による登録者名簿」を添付すること。
2. プレーヤーが居住する小学校区に登録チームがない場合
 - (1) プレーヤーが登録を希望するが、居住小学校区に岡山市婦人バレーボール協議会、岡山市ママさんバレーボール連盟、岡山市バレーボール協会の各団体のうち、どの団体にも登録されたチームが存在しない場合は、居住する小学校の属する中学校区内のどのチームにでも、登録することができる。
 - (2) 中学校区に登録を希望するプレーヤーは、登録を希望するチームの加入承諾があり、当協議会の許可を受けたプレーヤーのみ、中学校区内の希望するチームに登録することが認められる。ただし、中学校区への登録が複数の者の登録を希望する場合は、登録先のチームは同一とすること。
 - (3) 中学校区のチームに登録を希望するプレーヤーは、2.(1)に掲げる団体のうち、いずれかの1団体にでも居住小学校区のチームが登録された時点で、登録している中学校区のチームから登録を抹消される。
 - (4) 中学校区に登録を希望するプレーヤーは、居住する小学校区で、登録チームを作れるよう働きかけ、努力をすること。
3. その他この規定に該当しない事項については、理事会にて検討し決定する。
4. 施行期日は平成17年4月1日とする。

平成30年4月1日改正

「通学区域制度弾力化」による登録名簿

チーム名		所属学区	
代表者	氏名 TEL () -		
	住所〒		
氏 名	生年月日	住 所	居住地の学区 子供学年